

議案第 24 号

三豊市弥谷山ふれあいの森公園管理基金条例の制定について

三豊市弥谷山ふれあいの森公園管理基金条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第      号

三豊市弥谷山ふれあいの森公園管理基金条例

(設置)

第1条 三豊市弥谷山ふれあいの森公園の施設の整備及び維持管理を図るため、三豊市弥谷山ふれあいの森公園管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。